

令和5年度 改正のポイント

労働法改正と労務管理 実務セミナー

-2024年問題(建設業等・運送業等)も解説します-

〈講師プロフィール〉

くらなか かずひろ

蔵中 一浩 氏・横浜リンケージ社労士事務所 代表
・特定社会保険労務士

昭和58年東京外語大卒業後、(株)横浜銀行入行。主に融資審査の他、債権管理回収業務に従事し、支店と本部にて数多くの中小企業との相談、折衝に当たる。平成25年独立し横浜市内に社会保険労務士事務所を開設。社労士の枠にとらわれず、30年におよぶ銀行員としての豊富な経験を中小企業経営のために活用すべく現在活動中。セミナーも商工会議所、法人会等で積極的に開催している。またハラスメント防止コンサルタント、年金アドバイザー-2級の資格も持つ。

企業経営がコロナ禍から脱却しつつある中、働き方改革に関わる法改正が着々と進んでいます。2023年4月からは、月60時間超の時間外労働の割増賃金率を50%以上とする取扱いが中小企業にも適用されました。また、建設業等・運送業等は2024年問題と呼ばれる時間規制の猶予期間の終了を控え、その対策が必須です。本セミナーでは、実施済み法改正の確認と共に最新の法改正も詳しく解説します。また、2024年問題に向けての具体的方策も紹介し、今後の中小企業の労務管理向上に必ず役立つ内容となっています。

講座内容

- ・働き方改革関連法の振り返りと最新動向
- ・令和5年度実施の改正点
 1. 中小企業への割増賃金率アップについて
 2. デジタルマネーによる賃金支払いについて
- ・建設業等・運送業等が直面する
2024年問題とは
- ・各業種に求められる基本的な対策と行動
- ・労働時間・残業代削減の事例 等

開催日 2023年9月22日(金)
14:30~16:30

会場 登別商工会議所 3階
(登別市中央町5-6-1)

受講料 無料 (会員・非会員問わず)

対象 中小・小規模事業者

定員 40名(先着順)

★ お申し込み方法

下記申込欄に必要事項をご記入いただき、

FAX、HPまたは電話にてお申込みください。

★ お申し込み先

TEL:0143-85-4111

FAX:0143-85-4199

主催 登別商工会議所

当所HP



HP:

<http://www.noboribetsu.cci.or.jp>

登別商工会議所 行

FAX:0143-85-4199

申込日(2023年 月 日)

事業所	会員・非会員	TEL	
住所 (〒 -)		メール	@
参加者名			

※複数名お申し込み可能